

# 飼養衛生管理マニュアルの作成が義務化されます！

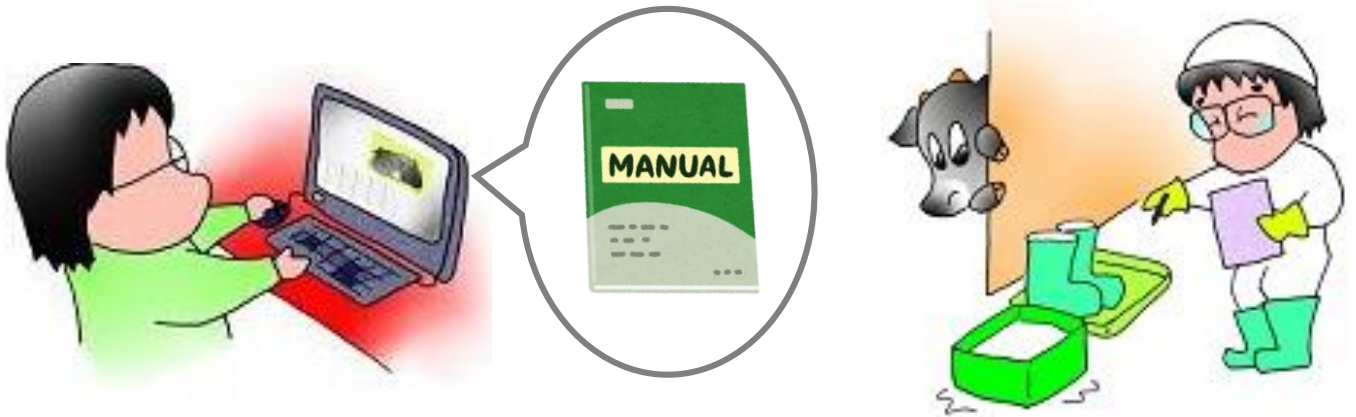
お問合せ先  
吉岐家畜保健衛生所  
0920-45-3031

令和2年に改正された飼養衛生管理基準では、牛、めん羊、山羊、豚、鶏その他家きん、馬等の所有者に、飼養頭羽数を問わず、飼養衛生管理マニュアルの作成が義務づけられています(豚以外の畜種については令和4年2月施行、豚では施行済)。飼養衛生管理に関する作業手順を明確にし、家畜の所有者、従事者、外部事業者等、農場に立入る全ての者が適切な手順で作業を行う必要があります。次の内容のうち、自農場に該当する事項を含むマニュアルの作成をお願いします。

- (1) 農場外での家畜や家きん、野生動物を扱う行為の禁止
- (2) 海外渡航時及び帰国時の注意事項
- (3) 海外からの肉製品の持込み（郵便物による持込みを含む）に関する注意
- (4) 農場内へ持ち込むのに不適切な物品の規定
- (5) 可能な限り、他農場から自農場内へ機材等を持ち込まないための取組み
- (6) 持ち込む工具、機材、食品等の取扱い
- (7) 猫等の愛玩動物の衛生管理区域内での飼育禁止
- (8) 野生動物の衛生管理区域内への侵入防止
- (9) 農場における防疫のための更衣
- (10) 手指、衣服、靴、物品、車両、施設等の洗浄及び消毒に関する具体的な方法、消毒薬の種類、作用時間及び乾燥時間等

消毒の方法は、適宜、中央畜産会の消毒ハンドブックを参考にしてください（右QRコード）。

中央畜産会



## <マニュアル作成上の留意事項>

- 作成したマニュアルは、配布や看板掲示により関係者の目に留まるようにしてください。
- 参考として、農林水産省から飼養衛生管理マニュアルの例及び飼養衛生管理基準遵守指導の手引きが示されていますので、ご活用ください（右QRコード）。
- なお、マニュアルの内容については、吉岐家畜保健衛生所にご相談ください。

農水省



農林水産省 飼養衛生管理マニュアル



検索